

アストモスガス かわら版



2019年9月号

編集：アストモスリテイリング(株)
東北カンパニー福島支店

News !

消費税増税10%になったらどうなる？

2019年10月1日以降、消費税等（消費税及び地方消費税）が10%に引き上げられる予定ですが、現在解る情報を纏めてみました。

本来、10月1日から増税になれば、販売・仕入に於いても10%の税率が適用されますが、たとえば増税前に予約（契約）した運賃、書籍、工事などの受取（完成）が、10月1日の増税後だった場合は、どちらの税率になるのでしょうか？このような混乱を避けるために、増税前には毎回、**経過措置**という制度が設けられています。

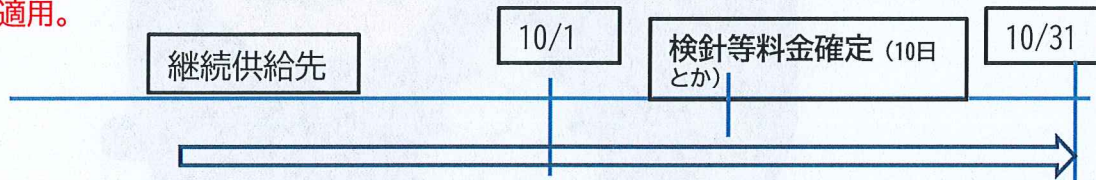
経過措置は、簡単に言うと10月1日以降の取引になっても**税率が8%のまま取引できる措置**のことです。以下対象となる「**経過措置の10種類の取引**」については、

1. 旅客運賃・施設入場料
2. **水道光熱費**
3. 通販
4. 定期購読している書籍の予約販売等
5. 特定の新聞
6. **工事・製造などの請負契約**
7. 冠婚葬祭用施設など指定役務の提供
8. 資産貸付
9. 老人ホームの介護サービスの提供
10. **家電リサイクルの再商品化に関する取引**

になりますが、特に上記の2.6.10について詳しく述べると、以下の通りです。

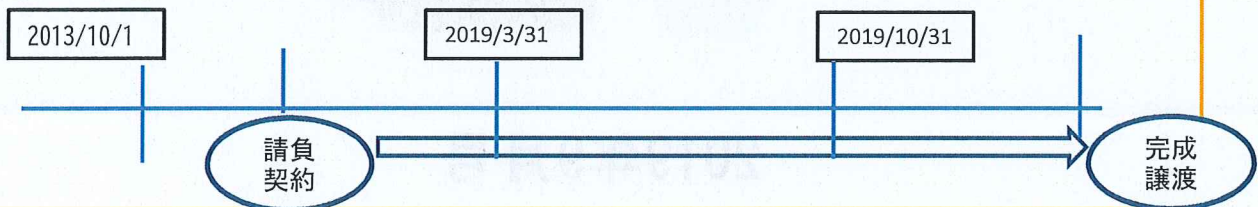
2. 水道光熱費（電気・ガス・水道・電話・灯油等）

2019年10月1日から10月31日までの間に料金が確定したのものに関しては、消費税率は8%が適用。



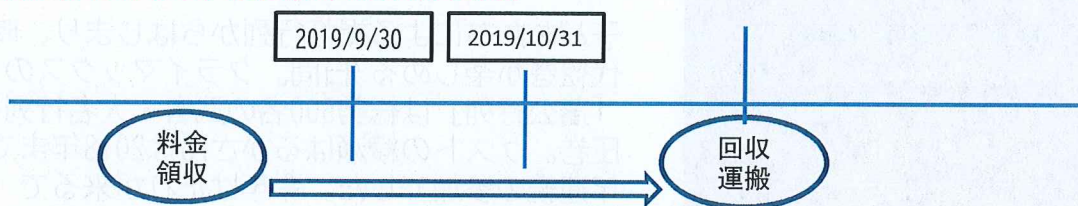
6. 請負工事等

2013年10月1日から2019年3月31日までの間に締結した工事の請負に係る契約に関しては、消費税率は8%が適用。



10. 家電リサイクルに関する料金

2019年9月30日以前にリサイクル料金を領収している場合、2019年10月1日以降に実際の回収が行われても、消費税率は8%が適用。



以上、関りが大きい販売について記載しましたが、実際は販売だけではなく業務上の仕入れ（経費）についても同様に税率の違う物（軽減税率）が存在しますので注意！

軽減税率対象商品 8%	標準税率対象商品 10%
会議で利用する弁当や飲物（テイクアウト）	レストランでの飲食
ノンアル・ミネラルウォーター（アルコール1度未満）	ビールなどの酒類
パン等の加工食品	医薬品・医薬部外品
週2回以上発行される新聞等	単発で発行される雑誌等

2019年10月以降も8%の税率が適用される軽減税率ですが、自社の取扱商品に食品や新聞がない場合でも、購入の「経費」は必ず発生するため、すべての企業で対応が必要となります。軽減税率対象品目の取引に伴い、税率毎に区分した記帳（区分経理）への対応が求められます。

以上10月1日以降の消費税の引き上げ予定の内容を記載しましたが、10月以降の実際の引き上げに伴う内容については、国税庁のホームページ等でご確認ください。

平成31年（2019年）10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置

【注】平成31年10月1日以前に発生した取引については、原則として、平成31年10月1日以後の経過措置は適用されません。

I 消費税率等の引上げについて

平成31年（2019年）10月1日（以下「31年10月1日」といいます。）から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度が廃止されます。

※ 消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

品目	軽減税率	標準税率	軽減税率	標準税率	軽減税率	標準税率
消費	8%	10%	7.8%	10%	6.2%	10%
地方消費税	1.7%	2.2%	1.7%	2.2%	1.7%	2.2%
合計	0%	10%	10%	10%	8%	10%

II 平成31年（2019年）10月1日以前の消費税率等の適用について

31年10月1日以前に発生した取引において事業者が行った買入の買入品及び仕入れ品（以下「買入品」といいます。）に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%（軽減税率対象品の買入品については、8%の税率（以下「新税率」といいます。）が適用され、平成26年4月1日から31年10月1日以前（平成31年（2019年）9月30日）までの間に発生した買入品に係る買入品及び仕入れ品に係る消費税及び地方消費税については、旧税率（8%）が適用されることとなります。

したがって、31年10月1日以前までに締結した契約に基づき行われる買入の買入品及び仕入れ品であっても、31年10月1日以降に行われるものは、経過措置が適用されるものとします。

III 経過措置の廃止

31年10月1日以後に発生した買入の買入品及び仕入れ品であっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率（8%）が適用されることとなります。

※ 経過措置の廃止は、買入品に限ります。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している「平成31年（2019年）10月1日以後に行われる買入の買入品に係る消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」をご覧ください。

Q&A

Q 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

A 経過措置の適用により、旧税率（8%）が適用される31年10月1日以前に発生した買入の買入品及び仕入れ品については、必ず経過措置を適用することとなります。

例えば、電気料金等の買入品に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率（10%）により仕入税額控除を行うことはできません。

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】0120-205-533（無料）
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

[国税庁ホームページ下部の「1」その他のメニューをクリック](#)
こちらをクリック
消費税軽減税率制度
又は
QRコードから特設サイトへ

福島のイベント

初秋のイベント情報です！福島へあいばんしょ



会津まつり 藩公行列

子どもたちによる提灯行列からはじまり、時代絵巻が楽しめる3日間。クライマックスの「藩公行列」は総勢500名の武者・大名行列は圧巻。ゲストの綾瀬はるかさんは2018年まで5年連続の参加でした。今年はだれが来るでしょうか？

開催場所：福島県会津若松市 鶴ヶ城・神明通り他
開催日：2019年9月21日～23日

二本松の提灯祭り

約370年前、丹羽光重公が現在の栗ヶ柵に二本松神社をまつり、領民なら誰でも自由に参拝できるようにしたのが、提灯祭りの始まりといわれている。みどころは初日の宵祭り。各町内から鈴なりの提灯をつけた7台の太鼓台が繰り出し、二本松神社のかがり火を紅提灯に移し、威勢のいい若連の掛け声とお囃子を奏しながら勇壮に練り歩く。二日目の本祭りには例大祭の最も重要な行事である神輿渡御、最終日には後祭りが行われる。

開催場所：福島県二本松市 二本松神社、二本松駅
周辺

開催日：2019年10月5日～7日



福島バーガーサミット

今年で6年目、ご当地バーガーのグランプリを競う『東日本ご当地バーガーグランプリ決定戦』を行う。味だけではない、ご当地性・地域性・面白さ・活気などでグランプリを競う。出場するご当地バーガーは19種類！ その他、人気のグルメやワークショップなども多数出店する。ご当地バーガーグランプリを決めるのは来場者。バーガーを味わい、お気に入りに投票しよう。

開催場所：伊達郡桑折町上郡林泉寺前
開催日：2019年10月13日 10:00～16:00

